

(この規則の目的)

第 1 条 この規則は、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号以下「法」という。）第 11 条第 4 項の規定に基き、公平委員会の会議（以下会議という。）の議事に関し必要な事項を規定することを目的とする。

(会 議)

第 2 条 会議は、委員長が必要と認めるとき招集する。但し、委員は、委員長に会議の招集を求めることができる。

2 会議を開くときは、委員長は、委員に対し、あらかじめ議題及び日時を通知しなければならない。

3 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

(議事日程)

第 3 条 幹事は、会議に提出する議題について記載した議事日程を作成して、あらかじめ委員に配布しなければならない。議事日程に記載されていない事項は、委員全員の同意がなければ議題とすることができない。

(幹 事)

第 4 条 公平委員会が任命した事務職員は、会議の幹事となり、議長の命を受け会議の事務を行う。

(職員の出席)

第 5 条 委員長は、必要と認めるときは、組合職員を会議に出席させることができる。

(議決の効力)

第 6 条 会議の議決は、別段の定めがない限り、採決のときにおいてその効力を発生する。

(議 事 録)

第 7 条 議事録は、委員の記名捺印を経て確定する。

第 8 条 この規則に定めるものの外、会議の議事手続の細目については、公平委員会が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

